

生駒市訓令甲第3号

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月17日

生駒市長 山下 真

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令

生駒市文書取扱規程（平成9年12月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「係長・主査」を「係長・副係長・主査」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。